

◇一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 会計年度任用職員が公務災害に係る療養のため勤務に服さない期間について勤勉手当を支給することにしました。
- 2 この条例は、令和6年6月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)